

## 香月・黒川ほたる館 地域交流室掲示板 利用ルール (試行)

地域交流室内後方の掲示板について、以下のとおり、利用ルールを設ける。

### 1 一般利用を可能とする掲示板場所

地域交流室 後方掲示板

(その他の掲示板は、香月・黒川ほたる館の運営用掲示板のため、一般利用不可。)

### 2 利用方法

#### (1) 利用者について

- ① 団体またはグループ (個人は原則利用不可)

#### (2) 利用申請について

- ① 利用希望日の1か月前までに、掲示板利用申請書を香月・黒川ほたる館へ提出する。
- ② 利用期間は最大1か月とし、利用料は無料とする。
- ③ 継続利用を希望する場合、期間満了の2週間前から掲示板利用申請書の提出により可能とする。すでに他の利用希望者がいる場合、継続利用は不可とする。

#### (3) 掲示方法について

- ① 掲示・撤去作業は申請者の責任により行うこと。
- ② 建物の損傷防止および第三者への安全面等に留意し掲示すること。

#### (4) その他

- ① 許可された目的以外に利用しないこと。
- ② 掲示板の利用権を第三者に貸与または譲渡しないこと。
- ③ 虚偽の申請が判明した場合、または申請者が暴力団、暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合は、許可を取り消す。
- ④ 北九州市および香月・黒川ほたる館が掲示板を必要とする場合、または申請者が本ルールに違反した場合は、許可を取り消し、または利用条件を変更することがある。これにより生じた損失について、北九州市および香月・黒川ほたる館は一切の責任を負わない。
- ⑤ 施設の設置目的に則し、善良な管理者としての注意をもって利用しなければならない。
- ⑥ 申請の内容に変更が生じた場合、または掲示板の破損または汚損等があった場合は、速やかに香月・黒川ほたる館へ報告すること。
- ⑦ 申請者の責めに帰すべき事由により掲示板の破損または汚損等があった場合、または第三者へ損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。
- ⑧ 利用期間が満了した場合、または許可が取り消された場合は、申請者の費用負担により掲示板を元の状態に戻すこと。
- ⑨ 北九州市および香月・黒川ほたる館が行う協議または指示には、協力すること。